

越 監 公 表 第 1 9 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年（2024年）11月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年12月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

令和6年度(2024年度) 第3回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和6年度分）

総務部

- ・法務課
- ・総務課
- ・人事課
- ・安全衛生管理課
- ・契約課
- ・工事検査課
- ・庁舎管理課

選挙管理委員会事務局

固定資産評価審査委員会

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 過大支出・過少支出	旅費の支出について
	ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
2 不適切な物品管理	ア 関係帳簿、書類等の記帳や整理は適正に行われているか。 イ 出納受払いや不用品等の処理は適正に行われているか。
	3 業務の遅滞

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和6年(2024年)10月1日(火)から同年11月28日(木)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、固定資産評価審査委員会所管の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

総務部及び選挙管理委員会事務局所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、又は今後、所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 契約事務において、契約代金の支払遅延があった。

市が発注する契約の代価で支払義務を負うものについては、関係法令及び当該契約の定めるところにより、約定期間内に支払をすることが求められている。

各契約代金の支出状況を確認したところ、市役所駐車場の管理等に係る労働者派遣契約の事務において、契約代金の支出が所定の支払期限までに行われていなかったものである。
(庁舎管理課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 収納事務

- ① 納入通知が適正に行われていなかったもの。 (庁舎管理課)

(2) 現金取扱事務

- ① 受領した現金を速やかに納入せず、適正に管理していなかったもの。
(庁舎管理課)

<支出事務>

(1) 契約事務

- ① 受注者により業務の主たる部分の再委託が行われていたもの。
(安全衛生管理課)

<財産管理>

(1) 物品の管理

- ① レターパックの管理が適切に行われていなかったもの。
(選挙管理委員会事務局)

(2) 公有財産の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。 (庁舎管理課)
② 防火・防災管理者の変更の届出がされていなかったもの。 (庁舎管理課)
③ 消防計画の変更及び届出がされていなかったもの。 (庁舎管理課)
④ 消防計画に基づく訓練が行われていなかったもの。 (庁舎管理課)